

公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2025年3月5日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第16号

公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則（2019年4月1日細則第27号）の一部を次のように改正する。

(改正前)		(改正後)	
別表（第2条関係） （1） 教員			
職	月額		
学部長、 <u>研究科長</u> 及び ちかん看護開発センター 長	115,000 円		
_____ 図書館長	76,000 円	<u>研究科長</u> 及び	
備考 略			

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。